

審査基準

基準の名称	設立の認可(漁協)基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
水産業協同組合法	0 6 3 - 1	設立の認可(漁協)
基 準 の 内 容		
「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知）のとおり。		
Ⅲ－２－１－１－１ 申請書類 組合等の設立、定款変更及び解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第63条第2項（法第68条第3項において準用する場合を含む。）において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、法第63条第1項において提出を求めている定款及び事業計画書を含め、次の書類の提出を求めるものとする。 また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画書等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。 （１）設立に係る認可申請書類 ① 設立認可申請書 ② 理由書 ③ 定款 ④ 事業計画書 ⑤ 設立経過報告書 ⑥ 法第59条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類） ⑦ 法第60条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書、設立準備会公告の写し） ⑧ 法第61条に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し） ⑨ 法第62条に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本）） ⑩ その他必要な書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）		
Ⅲ－２－１－１－２ 審査要領（主な着眼点） （１）設立に係る認可について 組合の設立に関し、法第63条第1項（設立）に基づき認可を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。		

特に、次の①の基本的事項については、組合の業務の健全かつ適正な運営に大きく影響することを踏まえ、形式的要件のみの審査のみならず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査し、その妥当性について判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第63条第2項に基づき、説明内容の裏付けとなるデータ等、設立に関する報告書の提出を求めるなど、当該組合が事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

① 基本的事項

組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、信用事業又は共済事業を行う組合については、財産的基礎として法第11条の4の規定に基づく最低出資金額の要件を、人的基礎として法第34条第3項に基づく常勤理事の要件を、それぞれ満たしているか。また、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合についても、財産的基礎として設立後に実施を予定している事業に必要な資金の調達方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を、それぞれ確保しているか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第32条に規定する事項がすべて網羅されているか。
- エ 設立手続は法第59条から第62条まで等に照らし、適法に行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第1条、第4条及び第11条等の規定に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第18条の規定の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- オ 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- カ 総会、総会の部会、総代会、経営管理委員会及び理事会に関する規定は、法第36条、第38条、第47条、第47条の3、第47条の4、第47条の5、第48条、第51条の2及び第52条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。
- キ 会計に関する規定は、組合の適正かつ健全な運営の観点から適切なものとなっているか。